

介護保険事業計画の
策定について

佐賀中部広域連合

介護保険事業計画について

根拠

介護保険法第117条の規定

介護保険法改正法案より抜粋

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事業を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

基本的な考え方

1 第3期介護保険事業計画の位置付け

介護保険事業計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施を計画的に実現するために定めるものである。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画は、

2015年（平成27年）に向けて、「介護予防の推進」、「地域ケアの推進と施設サービスの見直し」という方向性を推進していくため、3期先の計画（平成26年度）を見据えた目標を設定

各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画を作成する必要がある。

また、現在の介護保険事業計画は、3年ごとに5年を1期として定めることとなっているが、保険料の財政均衡期間との整合性を考慮し、第3期事業計画以降は、3年を1期として定めるものとする。

2 今後の高齢者介護の基本的な方向性

介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービスを行い、生活機能の低下を予防

ア 地域支援事業の実施

イ 新予防給付の実施

地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知症高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室・ユニットケア化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及推進

ア 介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

イ 多様な「住まい」の普及の推進

ウ 介護保険3施設利用者の重度者への重点化

エ 介護保険3施設の個室・ユニットケア化の推進

市町村介護保険事業計画に盛り込むべき事項

(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針より)

番号	介護保険事業計画に定める事項	内 容	現行事業計画での章項目
1	介護保険事業計画の目的及び特色	法令の根拠 趣旨 基本理念等	第1章 計画策定の趣旨
2	介護保険事業計画の作成のための体制	介護保険事業計画作成に係る 関係部局相互間の連携の状況 作成委員会等の開催の経緯 被保険者の意見反映のための措置の内容 県との連携の状況等 ほかの計画との一体的作成、調和 ・ 介護保険事業（支援）計画、老人福祉計画及び老人保健計画の一体的作成 ・ 地域福祉（支援）計画との調和	第1章 計画策定の趣旨 第6章 介護保険のよりよい運営のために
3	要介護者等の実態に関する調査	要介護者等の実態に関する調査の時期、方法等を定める 複数の市町村の共同実施に取り組んだ趣旨等を盛り込む。 介護給付等対象サービスの供給の把握についても同様	第1章 計画策定の趣旨 第2章 第1期計画の実績
4	被保険者の現状	介護保険事業計画作成時の 人口の構造 被保険者の数 要介護者等の数等を定める	第2章 第1期計画の実績 第3章 高齢者等の現状及び要介護・要支援認定者数の推計
5	各年度における被保険者の状況の見込み	各年度の 人口の構造見込み 被保険者の数見込み 要介護者等の数等見込みを定める 考え方を示す。	第3章 高齢者等の現状及び要介護・要支援認定者数の推計

6	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	<p>参酌標準を参考とし、各年度のサービス量の見込みと、その考え方を示す。</p> <p>日常生活圏域を設定し、 介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み。 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの種類ごとの必要利用定員総数の見込み。 新予防給付サービスの種類ごとの量の見込み。 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み。</p> <p>日常生活圏域については、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村・保険者で定める。</p>	<p>第2章 第1期計画の実績</p> <p>第4章 サービスの現状と課題、サービス量の見込み</p>
7	介護給付等対象サービスの現状	<p>介護保険事業計画作成時における日常生活圏域ごとの 介護給付等対象サービスの種類ごとの量と利用状況等を定める。 この場合各サービスの課題の分析及び評価の結果を示す。</p>	<p>第4章 サービスの現状と課題、サービス量の見込み</p>
8	介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	<p>介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の、日常生活圏域ごとの 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 地域密着型サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 新予防給付サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 地域支援事業の見込量の確保のための方策 地域介護福祉空間整備等の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村整備計画（市町村交付金） ・ 地域密着型サービス拠点 ・ 介護予防拠点 ・ 地域包括支援センター <p>を定める。</p>	<p>第4章 サービスの現状と課題、サービス量の見込み</p> <p>第6章 介護保険のよりよい運営のために</p>

9	介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	<p>指定居宅サービス事業若しくは指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供体制整備 事業者間(指定居宅サービス事業、地域密着型サービス事業又は指定居宅介護支援事業)の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るもの)の円滑な提供を図るための事業に関する事項 事業者間(指定介護予防サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業又は指定介護予防支援事業)の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るもの)の円滑な提供を図るための事業に関する事項 を定める。 なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行なうことができる体制の整備に関する事項を盛り込む。</p>	第6章 介護保険のよりよい運営のために
10	介護保険事業計画の作成の時期	介護保険事業計画の作成時期を定める。	第1章 計画策定の趣旨
11	介護保険事業計画の期間及び見直しの時期	介護保険事業計画の期間及び見直しの時期を定める。	
12	介護保険事業計画の達成状況の点検	各年度の介護保険事業計画の達成状況を点検する方法等を定める。	第1章 計画策定の趣旨 第6章 介護保険のよりよい運営のために
13	その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要と認める事項	<p>介護保険事業の趣旨普及、啓発、その他介護保険給付の円滑な実施を確保するための必要な事項を定める。 なお、保険料率を算定基礎である費用の見込みを盛り込む。</p>	第5章 事業費等の推計 第6章 介護保険のよりよい運営のために

市町村特別給付及び保健福祉事業を行う市町村にあつては、右の欄の事項を定めることが望ましい。

9 の 2	市町村特別給付及び保健福祉事業	<p>市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、見込量を確保するための方策その他の事項を定めること。 保健福祉事業の内容等について定めること。</p>	
-------------	-----------------	--	--

第3期介護保険事業計画に新たに追加される事項

(項目内容)

日常生活圏域の設定

介護給付等対象サービスの見込量の設定

介護給付に係るサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス）

及び予防給付に係るサービス（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）

市町村及び日常生活圏域における、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数

地域支援事業に要する費用の額、量の見込み

計画策定に当たり必要となる作業

(作業内容)

介護保険事業の運営状況の分析、評価

市町村全域及び生活圏域における介護保険サービスの利用実態及び給付費の現状把握と分析評価

日常生活圏域の設定

地理的条件、人口、旧行政区、住民の生活形態等の地域特性を踏まえ、地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位となる「日常生活圏域」を設定

要介護認定者数等及び各サービスの見込量の推計

高齢者人口、要介護・要支援認定者数、認知症高齢者数、新予防給付の対象者数、施設サービスの対象者数及び地域密着型サービスの対象者の推計と、それを踏まえた新予防給付、施設サービス、在宅サービス及び地域支援事業に関する利用見込量の推計

地域福祉計画との整合性

全体スケジュール

